

# 病院事業管理者が廃止されることに伴う埼玉県危機対策本部設置規程等の変更について

変更内容: 令和3年4月1日付けで埼玉県立病院の地方独立行政法人化による病院事業管理者の廃止に伴い、各本部設置規程の対象から病院事業管理者を除く。

規程の名称	規程の趣旨	本部長	本部員	関係する議案
埼玉県危機対策本部設置規程	県民の生命、身体若しくは財産に重大な被害を及ぼす事故等、県民の生活に重大な被害を及ぼす事案又は県の産業若しくは経済に重大な被害を及ぼす事案(危機)が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、総合的な対策を実施するため、埼玉県危機対策本部を設置する。	知事	公営企業管理者、下水道事業管理者、教育長、警察本部長、知事室長、企画財政部長、総務部長、県民生活部長、環境部長、福祉部長、保健医療部長、産業労働部長、農林部長、県土整備部長、都市整備部長、会計管理者、報道長	現規程の廃止 第28号議案 新規程の制定 第29号議案
埼玉県特定家畜伝染病緊急対策本部設置規程	本県で家畜伝染病予防法第十六条第一項第一号に規定する家畜伝染病が発生し、又は発生するおそれがある場合において、総合的な緊急対策を実施するため、埼玉県行政組織規則第二条の二の規定に基づき、埼玉県特定家畜伝染病緊急対策本部を設置する。	知事	副知事(農林部を所管する副知事を除く。)、教育長、警察本部長、知事室長、企画財政部長、総務部長、県民生活部長、危機管理防災部長、環境部長、福祉部長、保健医療部長、産業労働部長、農林部長、県土整備部長、会計管理者、都市整備部長、報道長	現規程の廃止 第30号議案 新規程の制定 第31号議案